

福岡県公報

平成27年8月11日
第3718号

目次

告示(第677号-第684号)

○不服申立ての裁決の公示送達について	(市町村支援課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4

告 示

福岡県告示第677号

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第42条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
審査請求書記載の住所 田川市大字伊田2334番地11
現 所在不明
審査請求人 太田 清治

2 公示事項

平成26年5月7日及び平成26年5月13日付けで提起のあった審査請求の一部について、当県は平成27年6月23日付けで裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課(福岡県企画・地域振興都市町村支援課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成27年8月25日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	八 女 香 春 線	前	田川郡添田町大字添田919番先から 田川郡添田町大字添田880番1先まで	7.3 ~ 15.9	367.2

			後	田川郡添田町大字添田 919番先から 田川郡添田町大字添田 880番1先まで	7.3 ～ 17.0	367.2
--	--	--	---	---	------------------	-------

福岡県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女香春線	田川郡添田町大字添田1008番2先から 田川郡添田町大字添田880番1先まで

福岡県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田小石原線	田川郡添田町大字添田1027番1先から 田川郡添田町大字添田1013番7先まで

福岡県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添田停車場線	前	田川郡添田町大字添田 1035番先から 田川郡添田町大字添田 1034番先まで	5.8 ～ 6.8	15.7
			後	田川郡添田町大字添田 1035番先から 田川郡添田町大字添田 1030番1先まで	3.3 ～ 5.4	48.9

福岡県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田停車場線	田川郡添田町大字添田1035番先から 田川郡添田町大字添田1030番1先まで

福岡県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般国道	500号	前	田川郡添田町大字落合2397番83先から 田川郡添田町大字落合2397番55先まで	8.1 ～ 34.8	58.7
			後	田川郡添田町大字落合2397番83先から 田川郡添田町大字落合2397番55先まで	8.1 ～ 44.2	61.7

福岡県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	500号	田川郡添田町大字落合2397番83先から 田川郡添田町大字落合2397番55先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市自由ヶ丘七丁目13番6、13番8及び13番9、曲字下谷559番1、559番13から559番15まで及び559番17から559番38まで並びに宮田一丁目559番6から559番8まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区香椎駅前一丁目10番26号

株式会社オフィス十九

代表取締役 横山 勝正

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市光行519-2、519-3、520-1及び522-2から522-4まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小郡901 405号

古賀 寛規

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字五反田142番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小坂井433番地1 プレザントハウス103号
堀田 俊輔

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上秋月地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成27年8月11日から 平成27年9月8日まで	朝倉市役所及び朝倉支所

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
特定非営利活動法人栄光ホスピスセンター

(2) 代表者の氏名

下稲葉 康之

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡志免町別府西三丁目8番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、終末期医療に関心を持つ医療機関および医療スタッフ並びに患者・家族等に対して、ホスピス緩和ケアに関する啓発事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フレッシュ8エブリィ岡垣店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目1番16号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年8月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) レガネット東郷
 - (2) 所在地 宗像市田熊字田辺1141番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めること。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・歩行者の安全確保に十分配慮すること。
 - ・児童生徒の通学に十分注意すること。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理すること。
 - ・ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ・ごみの排出・集積場所の衛生管理(ごみの散乱、悪臭防止等)に努めること。
 - ・資源物回収ボックスの設置をお願いする(ボックスは市が貸与)。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・駐車場等死角ができないよう街灯等の設置する等、防犯対策を充分に行うこと。
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
 - ・景観については、建築物等が宗像市景観計画に適合したものとすること。
 - ・屋外広告物については、設置前に許可を受けること。そのうち減価償却資産として申告すべきものについては、固定資産税の申告も必要です。路上への設置は道路占用となり、これは基本的には許可できません。
 - (7) その他
 - ・意見なし